

頁	旧	新	摘要							
9	<p><b>第1編 総則</b>  <b>第3章 被害想定及び減災効果</b>  <b>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</b>  <b>1 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果</b>                      (1) 被害予測                      (追加)                      (追加)                      (追加)                      (略)</p>	<p><b>第1編 総則</b>  <b>第3章 被害想定及び減災効果</b>  <b>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</b>  <b>1 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果</b>                      (1) 被害予測                      イ <u>結果（「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月愛知県防災会議地震部会）</u>                      ウ <u>被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成27年7月県環境部）</u>  <u>過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。</u>                      &lt;被害量の想定結果&gt;  <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">廃棄物</td> <td>災害廃棄物（がれき）</td> <td>約20,625,000トン</td> </tr> <tr> <td>津波堆積物</td> <td>約6,465,000トン</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約27,090,000トン</td> </tr> </table>                     (略)</p>	廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約20,625,000トン	津波堆積物	約6,465,000トン	合計	約27,090,000トン	<p>表記の整理                      記載の追記</p>
廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約20,625,000トン								
	津波堆積物	約6,465,000トン								
	合計	約27,090,000トン								
27	<p><b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>3 指定地方行政機関（表中）</b>                      中部地方整備局                      (3) 初期対応                      ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。                      (略)</p>	<p><b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>3 指定地方行政機関（表中）</b>                      中部地方整備局                      (3) 初期対応                      ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、<u>被災地へのアクセス確保</u>、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。                      (略)</p>	<p>防災基本計画の修正                      (H29.4)</p>							
30	<p><b>5 指定公共機関（表中）</b>                      中日本高速道路株式会社                      (2) 高速自動車国道、<u>伊勢湾岸自動車道路（一般有料道路区間）</u>の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p><b>5 指定公共機関（表中）</b>                      中日本高速道路株式会社                      (2) 高速自動車国道、<u>一般有料道路</u>の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p>記載の整理</p>							

頁	旧	新	摘要												
31	(追加)	<p><u>一般社団法人日本建設業連合会</u>  <u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u></p>	指定公共機関の追加 (H27.10)												
32	(追加)	<p><u>株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>  <u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u></p>	指定公共機関の追加 (H29.7)												
33	<p><b>6 指定地方公共機関（表中）</b>                      (追加)</p> <p>(略)</p>	<p><b>6 指定地方公共機関（表中）</b>  <u>一般社団法人愛知県建設業協会一般社団法人愛知県土木研究会</u>  <u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>                      (略)</p>	指定地方公共機関の追加 (H30.3)												
35	<p><b>第2編 災害予防</b>  <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加)	<p><b>第2編 災害予防</b>  <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) <u>連携体制の確保</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) <u>連携体制の確保</u>	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加)													
区分	機関名	主な措置													
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) <u>連携体制の確保</u>													
36	<p><b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>  <b>1 市及び県における措置</b>                      (1) 自主防災組織の推進                      イ <u>自主防災組織等との連携体制の推進</u>  <u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制</u></p>	<p><b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>  <b>1 市及び県における措置</b>                      (1) 自主防災組織の推進                      イ <u>自主防災組織等の環境整備</u>  <u>市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織</u></p>	対策の追加												

頁	旧	新	摘要
37	<p><u>の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、震災時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、震災時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>(3) <u>連携体制の確保</u></p> <p><u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>防災基本計画との整合</p> <p>表記の整理</p>
37	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 市における措置</b></p> <p>市は、自主防災組織が<u>防災に関するNPO</u>、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
38	<p><b>5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>(イ) 市及び県は、<u>災害時にコーディネーターを派遣することを協力する</u>ボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</p>	<p><b>5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>(イ) 市及び県は、ボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</p>	<p>表記の整理</p>

頁	旧	新	摘要												
46	<p><b>第2章 建築物等の安全化</b>  <b>第2節 交通関係施設等の整備</b>  <b>2 道路施設</b>                      (2) 緊急輸送道路の指定                      地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="190 518 1064 710"> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>くしの歯ルート</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第1次緊急輸送道路	(略)	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	くしの歯ルート	(略)	<p><b>第2章 建築物等の安全化</b>  <b>第2節 交通関係施設等の整備</b>  <b>2 道路施設</b>                      (2) 緊急輸送道路の指定                      地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1093 518 1966 710"> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>くしの歯ルート</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第1次緊急輸送道路	(略)	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	くしの歯ルート	(略)	<p>対策の見直し</p>
第1次緊急輸送道路	(略)														
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路														
くしの歯ルート	(略)														
第1次緊急輸送道路	(略)														
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路														
くしの歯ルート	(略)														
51  56	<p><b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>  <b>6 通信施設</b>  <u>東海地震のような予知・海洋型大地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸直下型の</u>大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。</p> <p>(略)</p> <p><b>7 農地及び農業用施設</b>                      (1) 排水機、樋門、水路等の整備                      排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。</p>	<p><b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>  <b>6 通信施設</b>                      大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。</p> <p>(略)</p> <p><b>7 農地及び農業用施設</b>                      (1) 排水機、樋門、水路等の整備                      排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。  <u>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池について、ハザードマップの作成により、</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>												

頁	旧	新	摘要												
		<u>適切な情報提供を図るものとする。</u>													
56	<p><b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b> (追加)</p> <p>市は、県が強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）により作成する「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）により作成する「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、県と連携して警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p>	<p><b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b> <b>1 市及び県における措置</b></p> <p>市は、県が強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）により作成する「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）により作成する「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、県と連携して警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p> <p><u>また、市及び県は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。</u></p>	表記の整理												
57	(追加)	<p><b>2 単独事業等</b></p> <p><u>(1) 防災対策事業</u></p> <p>市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、<u>防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。</u></p> <p><u>(2) 補助事業</u></p> <p>市は、県の実施する地震防災対策事業の推進を図るため、<u>県から交付される県費補助金を活用し、これを実施する。</u></p>	表記の整理												
65	<p><b>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b> <b>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b> <b>1 市、県（防災局、建設部、関係部局）及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保</p> <p>イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替<u>庁舎</u>の特定</p> <p>(略)</p>	<p><b>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b> <b>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b> <b>1 市、県（防災局、建設部、関係部局）及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保</p> <p>イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替<u>施設</u>の特定</p> <p>(略)</p>	表記の整理												
	<p><b>第6章 避難行動の促進対策</b> <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				<p><b>第6章 避難行動の促進対策</b> <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				
区分	機関名	主な措置													
区分	機関名	主な措置													

頁	旧			新			摘要
69	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定等に係る助言 1(3) 事前準備	表記の整理
	<b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>			<b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>			
	<b>1 市における措置</b>			<b>1 市における措置</b>			
71	(1) マニュアルの作成 市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 ア～イ （略） ウ 「 <u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u> 」（内閣府）を参考にすること エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること  (ア)～(イ) （略）			(1) マニュアルの作成 市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 ア～イ （略） ウ 「 <u>避難勧告等に関するガイドライン</u> 」（内閣府）を参考にすること エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、 <u>いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</u> (ア)～(イ) （略）			表記の整理  名称の変更 表記の整理
71	オ <u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u> カ <u>避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的なものとする</u>  (追加)			オ <u>津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること</u>  カ <u>避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令すること</u> キ <u>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討すること</u>			ガイドラインの改正  ガイドラインの改正 ガイドラインの改正
72	(2) 判断基準の設定に係る助言 詳細については、風水害等災害対策編「第2編 第7章 第3節 1(2)判断基準の設定に係る助言」の定めるところによる。			(2) 判断基準の設定等に係る助言 詳細については、風水害等災害対策編「第2編 第7章 第3節 1(2)判断基準の設定等に係る助言」の定めるところによる。			表記の整理

頁	旧	新	摘要
	(略)	(略)	
73	<p><b>第5節 避難に関する意識啓発</b></p> <p>(1) 緊急避難場所等の広報                      緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。                      ア～イ (略)  <u>ウ 避難地区分け</u>                      エ～カ (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及                      イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</li> <li>避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）</li> </ul>	<p><b>第5節 避難に関する意識啓発</b></p> <p>(1) 緊急避難場所等の広報                      緊急避難場所や避難所の指定を行った際に、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。                      ア～イ (略)</p> <p>(削除)  <u>ウ～オ (略)</u></p> <p>(2) 避難のための知識の普及                      イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</li> <li>避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）</li> <li><u>津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること</u></li> </ul>	<p>表記の整理</p> <p>ガイドラインの改正</p> <p>愛知県避難誘導標識等設置指針の改定</p>
74	<p><u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u></p>	<p><u>津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること</u></p>	<p>ガイドラインの改正</p>
73	<p>(略)</p> <p>(3) その他                      イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) その他                      イ 市は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>愛知県避難誘導標識等設置指針の改定</p>
	<p><b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の指定・整備</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p>	<p><b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の指定・整備</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p>	<p>厚生労働省「避難所等における視聴覚</p>

頁	旧	新	摘要
76	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、<u>ホワイトボード</u>等</p> <p>(略)</p>	<p>障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について」に基づき修正</p>
78	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登録する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、<u>消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他</u>、避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。</p> <p>また、市は、市の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市は、<u>要配慮者のうち</u>、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登録する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。<u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用</u>に支障が生じないよう、<u>名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>また、市は、市の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正 (H29.4)</p>

頁	旧	新	摘要												
83	<p><b>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>  <b>第1節 火災予防対策に関する指導</b>  <b>1 市における措置</b>                      (2) 防火対象物の防火体制の推進                      多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、海部東部消防組合消防本部は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。                      (略)</p>	<p><b>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>  <b>第1節 火災予防対策に関する指導</b>  <b>1 市における措置</b>                      (2) 防火対象物の防火体制の推進                      多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合に危険が大きい。このため、海部東部消防組合消防本部は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。                      (略)</p>	表記の整理												
93	<p><b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 防災のための教育</td> <td>各学校 等 管理者</td> <td>1(4) 関係職員の専門的知識の<u>かん</u> 養及び技能の向上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 防災のための教育	各学校 等 管理者	1(4) 関係職員の専門的知識の <u>かん</u> 養及び技能の向上	<p><b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 防災のための教育</td> <td>各学校 等 管理者</td> <td>1(4) 関係職員の専門的知識の<u>涵(か ん)</u>養及び技能の向上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 防災のための教育	各学校 等 管理者	1(4) 関係職員の専門的知識の <u>涵(か ん)</u> 養及び技能の向上	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第3節 防災のための教育	各学校 等 管理者	1(4) 関係職員の専門的知識の <u>かん</u> 養及び技能の向上													
区分	機関名	主な措置													
第3節 防災のための教育	各学校 等 管理者	1(4) 関係職員の専門的知識の <u>涵(か ん)</u> 養及び技能の向上													
94	<p><b>第1節 防災訓練の実施</b>  <b>1 市及び県における措置</b>                      (3) 浸水対策訓練（水防訓練）                      浸水対策の一環として市は、<u>海部地区水防事務組合及び</u>、一般住民と一致団結して水災の警戒及び防御に当たり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防広報その他の訓練を実施する。                      (略)</p>	<p><b>第1節 防災訓練の実施</b>  <b>1 市及び県における措置</b>                      (3) 浸水対策訓練（水防訓練）                      浸水対策の一環として市は、<u>水防管理団体等と連携するとともに</u>、一般住民と一致団結して水災の警戒及び防御に当たり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防広報その他の訓練を実施する。                      (略)</p>													
97	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>  <b>1 市、県及び県警察における措置</b>                      (5) 地震保険の加入促進                      地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の</p>	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>  <b>1 市、県及び県警察における措置</b>                      (5) 地震保険の加入促進                      地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の</p>													

頁	旧	新	摘要																				
97	<p>有効な手段の一つとなる。そのため、市は、被災した場合でも、一定の保証得られるよう、その制度の普及及び住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>有効な手段の一つとなる。そのため、市は、被災した場合でも、一定の補償得られるよう、その制度の普及及び住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	表記の整理																				
99	<p><b>第3節 防災のための教育</b>  <b>1 各学校等管理者における措置</b>                      (4) 関係職員の専門的知識の<u>かん</u>養及び技能の向上                      関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>かん</u>養及び技能の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3節 防災のための教育</b>  <b>1 各学校等管理者における措置</b>                      (4) 関係職員の専門的知識の<u>涵</u>(かん)養及び技能の向上                      関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>涵</u>(かん)養及び技能の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	表記の整理																				
100	<p><b>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</b>  <b>1 市及び県における措置</b>                      (2) 耐震相談及び現地診断の実施  <u>地震が起きたときは、はたして我が家は大丈夫かという住民の不安を解消するため、県が無料で耐震相談を県内各地で実施している</u>ので、当該関連情報を適宜広報に努める。                      また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</b>  <b>1 市及び県における措置</b>                      (2) 耐震相談及び現地診断の実施                      我が家は大丈夫かという住民の不安を解消するため、無料で耐震相談を実施し、当該関連情報を適宜広報に努める。                      また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	表記の整理																				
106	<p><b>第3編 災害応急対策</b>  <b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b>  <b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>  <b>1 市における措置</b>                      (5) 設置及び廃止の伝達(通知)</p> <table border="1"> <tr> <td>伝達(通知)先</td> <td>方法</td> </tr> <tr> <td>役所内</td> <td>庁内放送、グループウェア</td> </tr> <tr> <td>市出先機関及び学校</td> <td>電話、グループウェア</td> </tr> <tr> <td>あま市消防団</td> <td>電話又は市防災行政無線、サイレン、メール</td> </tr> <tr> <td>海部県民センター(県災害対策本部尾張方面本部海部支部)</td> <td>県防災行政無線又は電話、高度情報通信ネットワーク</td> </tr> </table>	伝達(通知)先	方法	役所内	庁内放送、グループウェア	市出先機関及び学校	電話、グループウェア	あま市消防団	電話又は市防災行政無線、サイレン、メール	海部県民センター(県災害対策本部尾張方面本部海部支部)	県防災行政無線又は電話、高度情報通信ネットワーク	<p><b>第3編 災害応急対策</b>  <b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b>  <b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>  <b>1 市における措置</b>                      (5) 設置及び廃止の伝達(通知)</p> <table border="1"> <tr> <td>伝達(通知)先</td> <td>方法</td> </tr> <tr> <td>役所内</td> <td>庁内放送、グループウェア</td> </tr> <tr> <td>市出先機関及び学校</td> <td>電話、グループウェア</td> </tr> <tr> <td>あま市消防団</td> <td>電話又はトランシーバー、サイレン、メール</td> </tr> <tr> <td>海部県民センター(県災害対策本部尾張方面本部海部支部)</td> <td>県防災行政無線又は電話、高度情報通信ネットワーク</td> </tr> </table>	伝達(通知)先	方法	役所内	庁内放送、グループウェア	市出先機関及び学校	電話、グループウェア	あま市消防団	電話又はトランシーバー、サイレン、メール	海部県民センター(県災害対策本部尾張方面本部海部支部)	県防災行政無線又は電話、高度情報通信ネットワーク	表記の整理
伝達(通知)先	方法																						
役所内	庁内放送、グループウェア																						
市出先機関及び学校	電話、グループウェア																						
あま市消防団	電話又は市防災行政無線、サイレン、メール																						
海部県民センター(県災害対策本部尾張方面本部海部支部)	県防災行政無線又は電話、高度情報通信ネットワーク																						
伝達(通知)先	方法																						
役所内	庁内放送、グループウェア																						
市出先機関及び学校	電話、グループウェア																						
あま市消防団	電話又はトランシーバー、サイレン、メール																						
海部県民センター(県災害対策本部尾張方面本部海部支部)	県防災行政無線又は電話、高度情報通信ネットワーク																						

頁	旧	新	摘要		
106	津島警察署	電話	津島警察署	電話	
	海部東部消防組合消防本部	電話	海部東部消防組合消防本部	電話	
	海部地区水防事務組合	電話	海部地区水防事務組合	電話	
	中部電力株式会社 津島営業所 東邦瓦斯株式会社 美和サービス センター	電話	中部電力株式会社 津島営業所 東邦瓦斯株式会社 美和サービス センター	電話	
	西日本電信電話株式会社 一宮営 業所		西日本電信電話株式会社 一宮営 業所		
	区長	電話	区長	電話	
	(6) 災害対策本部長の職務代理者 災害対策本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に 時間を要する場合の職務代理者は、次のとおり <u>定めるものとする。</u> 第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 総務部長	(6) 災害対策本部長の職務代理者 災害対策本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に 時間を要する場合の職務代理者は、 <u>次のとおりとする。</u> 第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 総務部長	表記の整理		
	(7) 災害対策本部の代替場所 災害対策本部は本庁舎に設置するものとするが、庁舎が被災した場 合は、 <u>速やかに代替施設を指定し、職員及び住民に周知するものとし る。</u> (追加) (追加) (追加)	(7) 災害対策本部の代替場所 災害対策本部は本庁舎に設置するものとするが、庁舎が被災した場 合は、 <u>代替施設を次のとおりとする。</u> <u>第1順位 甚目寺庁舎</u> <u>第2順位 甚目寺総合体育館</u> <u>第3順位 七宝公民館</u>	表記の整理		
107	(9) 非常配備 オ 参集場所 参集時の留意事項（表中） ①～②（略） ③ 参集途上の情報収集 道路の通行可能状況、各地区の被害状況など、気が付いた点 を、 <u>参集後直ちに所属長等に報告する。</u> (略)	(9) 非常配備 オ 参集場所 参集時の留意事項（表中） ①～②（略） ③ 参集途上の情報収集 道路の通行可能状況、各地区の被害状況など、気が付いた点 を、 <u>逐時所属長等に報告する。</u> (略)	表記の整理		



頁	旧	新	摘要																				
118	<p>等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。                      この場合において、市長は、被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。                      この場合において、市長は、被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムや市町村防災支援システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(略)</p>	表記の整理																				
121	<p><b>第3節 広報</b>  <b>3 市における措置</b>                      (2) 広報手段                      ア～ケ (略)                      コ <u>ツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u>                      (略)</p>	<p><b>第3節 広報</b>  <b>3 市における措置</b>                      (2) 広報手段                      ア～ケ (略)                      コ ソーシャルメディアによる情報提供                      (略)</p>	表記の整理																				
131	<p><b>第6章 消防活動・危険性物質対策</b>  <b>第1節 消防活動</b>  <b>1 市(消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む)の措置</b>                      (2) 市は災害事象に対応した防御活動を展開し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震災火災防御計画を樹立しておくものとする。                      イ 大震災防御計画の推進                      (カ) 部隊運用要領                      a 消防の組織                      (a) <u>消防部等の設置</u>                      大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、<u>平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、海部東部消防組合に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>第6章 消防活動・危険性物質対策</b>  <b>第1節 消防活動</b>  <b>1 市(消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む)の措置</b>                      (2) 市は災害事象に対応した防御活動を展開し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震災火災防御計画を樹立しておくものとする。                      イ 大震災防御計画の推進                      (カ) 部隊運用要領                      a 消防の組織                      (a) <u>消防隊の設置</u>                      大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、<u>海部東部消防組合に消防隊を設置する。</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理																				
134	<p><b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>  <b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○地域災害医療対策会議への参画</li> <li>○DPATの派遣要請—————→</li> </ul>                     (追加)                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○地域災害医療対策会議への参画</li> <li>○DPATの派遣要請—————→</li> </ul> (追加)				<p><b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>  <b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○地域災害医療対策会議への参画</li> <li>○DPATの派遣要請—————→</li> <li>○DMATの派遣要請—————→</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○地域災害医療対策会議への参画</li> <li>○DPATの派遣要請—————→</li> <li>○DMATの派遣要請—————→</li> </ul>				応急活動の追加
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○地域災害医療対策会議への参画</li> <li>○DPATの派遣要請—————→</li> </ul> (追加)																						
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○地域災害医療対策会議への参画</li> <li>○DPATの派遣要請—————→</li> <li>○DMATの派遣要請—————→</li> </ul>																						

頁	旧	新	摘要																				
	(略)	(略)																					
135	<p><b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p>■ <b>主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td colspan="4">                     ○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有                      ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の確保                      (略)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の確保 (略)				<p><b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p>■ <b>主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td colspan="4">                     ○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有                      ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の確保(※)                      (略)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体(愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部)により実施</u></p>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の確保(※) (略)				<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の確保 (略)																						
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の確保(※) (略)																						
138	<p><b>第2節 道路施設対策</b></p> <p><b>3 市における措置</b></p> <p>(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有                      イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第2節 道路施設対策</b></p> <p><b>3 市における措置</b></p> <p>(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有                      イ 道路情報システム、<u>くしの歯防災システム</u>の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>																				